

自主点検の手順について

- ① 知多北部広域連合から事業所へ自主点検の指示。
- ② 事業所は自主点検を実施し、知多北部広域連合に点検結果を報告する。
 - (1) ア 誤って請求した国保連への介護給付費明細書を確認する。
イ 正しい介護給付費明細書を仮に作成する。
 - (2) ア、イを基に「被保険者返還金額一覧表」、「保険者別返還金一覧表」及び「点検結果報告書」を作成する。
- ③ 知多北部広域連合から、事業所から提出された点検結果報告書に基づき返還指示を行う。
 - (1) 事業所は、利用者に返還理由を説明し、負担額の返還を行う。
 - (2) 事業所は、国保連と調整し、返還を行う。
- ④ 事業所は、返還完了後（請求取り下げ、再請求後）、「返還完了報告書」を知多北部広域連合及び他保険者（※）に提出する。

※知多北部広域連合以外の保険者へ返還がある場合のみ。

運営指導による指摘に伴う自主返還フロー

